

福岡県公報

令和七年五月十六日
第五百九十五号
増刊
①

目次

告 示 (第三百十三号)

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人の一部を改正する告示
(県民情報広報課) …………… 一

告 示

福岡県告示第三百十三号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三年七月福岡県告示第千百二十号)の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」を削る。